

# 土 壌 汚 染 関 連 情 報 に つ い て

～土壌汚染がある区域，有害物質使用特定施設等の情報提供～

広島県内（広島市，呉市及び福山市を除く）の土壌汚染関連情報を提供しています。

## 1 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況の確認

要措置区域，形質変更時要届出区域の指定の状況は，インターネット（裏面参照）で確認することができます。

県庁環境保全課又は管轄の厚生環境事務所・支所（裏面参照）では，指定区域台帳（図面等を含む）を閲覧することができます。

## 2 有害物質使用特定施設 設置等事業場の情報提供 有害物質貯蔵指定施設

次の2つの方法で情報提供しています。

※この情報提供で取り扱う有害物質とは，土壌汚染対策法に規定する特定有害物質のことです。

### （1）事業場名簿の閲覧

県庁環境保全課又は管轄の厚生環境事務所・支所（裏面参照）で閲覧に供しています。

【内容等】

- ・名簿は，水質汚濁防止法，瀬戸内海環境保全特別措置法及び広島県生活環境の保全等に関する条例の届出・申請の内容をもとに作成しています。
- ・名簿には，事業場名，所在地，特定有害物質の種類，土壌汚染対策法第3条の規定に基づく調査の実施に関する区分を掲載しています。
- ・閲覧に当たっては，名簿に記載の注意事項をご確認ください。

### （2）ファクシミリ又は郵送による問合せ

県庁環境保全課では，所定の様式に所在地及び事業場の名称の記載及び地図を添付等していただくこと等を条件に，ファクシミリ又は郵送での問い合わせに対して，

（1）の事業場名簿に記載の情報を電話で回答します。

《県庁環境保全課のみで受付しています。厚生環境事務所・支所では，対応していません。》

【問合せ方法等】

- ・問合せ様式，送付先，注意事項は別紙のとおりです。
- ・ファクシミリを送付される場合は，電話でご一報ください。【電話番号】082-513-2920
- ・電話，電子メールでの問い合わせは行っておりません。
- ・所在地，事業場の名称はあらかじめ確認してください。
- ・回答までの期間は，おおむね3開庁日後です。  
（お急ぎの場合は，（1）の閲覧をご利用ください。）

## 指定区域台帳，事業場名簿の閲覧場所等

事業場の所在地	閲覧場所	住所	電話
以下の各厚生環境事務所・支所の区域	環境県民局環境保全課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (県庁南館)	082-513-2920 (直通) 082-227-4815 (ファクシミリ)
大竹市，廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 (県廿日市庁舎)	0829-32-1181 (代表)
安芸高田市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町	西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 (県庁農林庁舎)	082-228-2111 (県庁代表)
江田島市	西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 (県呉庁舎)	0823-22-5400 (代表)
竹原市，東広島市，大崎上島町	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 (県東広島庁舎)	082-422-6911 (代表)
三原市，尾道市，世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 (県尾道庁舎)	0848-25-2011 (代表)
府中市，神石高原町	東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 (県福山庁舎)	084-921-1311 (代表)
三次市，庄原市	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 (県三次庁舎)	0824-63-5181 (代表)
<b>閲覧・問合せ時間</b>	開庁日の8時30分～12時，13時～17時15分		
<b>インターネット</b>	URL：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-jouhou.html 又は，検索サイトで「広島県 土壌問合せ」で検索してください。		

2 (2) の郵送又はファクシミリによる問合せ先（環境県民局環境保全課のみ）

※広島市，呉市及び福山市に所在する区域指定の状況，事業場の情報提供の方法については，各市担当課へお問い合わせください。

【各市の問合せ先（土壌汚染関係）】

事業場の所在地	市担当課	電話
広島市	広島市環境局環境保全課	082-504-2188
呉市	呉市環境部環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市経済環境局環境部環境保全課	084-928-1072

### ★ 指定区域台帳，事業場名簿の行政文書開示請求

指定区域台帳又は事業場名簿のコピーが必要な場合，問合せにおいて文書での回答を求められる場合は，広島県情報公開条例に基づく行政文書の開示請求の手続きが必要です。

- ・手続きの方法等についての詳細は，ホームページ等をご確認ください。
- ・開示の方法によっては，複写料，郵送料がかかります。

- ・ 問合わせは、ファクシミリ又は郵送で受け付けます。  
ファクシミリを送付する場合は、電話でご一報ください。  
※電子メールによる問合わせの受付は行っていません。
- ・ 水質汚濁防止法（水濁法）、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）及び広島県生活環境の保全等に関する条例（県条例）の届出・申請の内容をもとに作成した名簿の内容を電話で回答するものです。
- ・ 回答までの期間はおおむね3開庁日後です。なお、問い合わせ当日（郵送の場合は当庁到達日）を含みません。内容によっては、さらに時間がかかる場合があります。
- ・ 複数事業所の届出の有無を確認したい場合は、問い合わせ事業場ごとに本用紙に記載の上、提出してください。ただし、一日に5件以上のお問合わせはご遠慮ください。
- ・ 広島市、呉市、福山市の情報及び下水道法の届出情報については、各市町担当課にお問い合わせください。
- ・ 鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の届出情報については、国の関係機関にお問い合わせください。
- ・ 以下の注意事項を熟読していただき、ご了承していただける方のみご利用ください。

<注意事項>

- ① 土地の所在地及び事業場名の記入がない場合は回答できません。  
※事業場名は、土地所有者等の関係者や土地又は建築物の登記事項証明書で確認しておいてください。  
※届出書等に記載の所在地は、地名及び地番又は街区・住居番号等（代表する地番等となっていることがあります。）となっており、また、届出後に住居表示の実施等により現在の地名等と異なる場合があります。
- ② 広島県が回答する情報には、私有財産に関するものが含まれるため、情報の適正利用に努めてください。
- ③ 土壌汚染の有無について回答するものではありません。
- ④ 土壌汚染対策法第2条第1項の特定有害物質（次頁参照）を使用等又は貯蔵する（していた）事業場に限り、特定有害物質以外の水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する有害物質は対象外です。
- ⑤ 「廃止」とは、特定有害物質の使用等又は貯蔵の廃止のことをいい、施設又は事業場の廃止とは限りません。
- ⑥ 回答する内容は届出情報であり、実際に特定有害物質を使用又は貯蔵している（していた）ことを担保するものではありません。
- ⑦ 法または条例に基づく届出義務が課される前に使用等又は貯蔵が廃止された事業場の情報は回答できません。
- ⑧ 届出遅延や事務処理の都合上、回答内容は、直近の届出内容が反映されていないことがあります。
- ⑨ 水質汚濁防止法及び県条例（水質）の権限移譲市町（三次、庄原、東広島、大崎上島の各市町）の内容については、各市町から情報提供を受けた内容です。最新の情報については各市町にお問い合わせください。
- ⑩ 回答は細心の注意を払って行いますが、今後の届出情報等の整理により内容を修正することがあります。
- ⑪ 回答した内容に関わらず、土壌汚染対策法又は県条例（土壌関係）及びそれらの処分が優先されますので、ご了承ください。
- ⑫ 広島県文書管理規定により、この方法での情報提供の内容は限られます。  
回答した内容以上のご質問はご遠慮ください。  
なお、この方法によらず、情報公開条例に基づく手続きを行う場合は、別様式での請求となります。
- ⑬ この注意事項に反した場合は、以後の問合せをお断りすることがあります。

問合せ様式は、最後のページにあります。

**特定有害物質とは（注意事項④関係）**

土壤汚染対策法第2条第1項及び同法施行令第1条では、次の26物質が定められています。

特定有害物質一覧	
1 カドミウム及びその化合物	16 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
2 六価クロム化合物	17 1,1,1-トリクロロエタン
3 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	18 1,1,2-トリクロロエタン
4 2-クロロ-4,6ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	19 トリクロロエチレン
5 シアン化合物	20 鉛及びその化合物
6 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	21 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物
7 四塩化炭素	22 ふっ素及びその化合物
8 1,2-ジクロロエタン	23 ベンゼン
9 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	24 ほう素及びその化合物
10 1,2-ジクロロエチレン	25 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
11 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	26 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン),ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン),ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
12 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
13 水銀及びその化合物	
14 セレン及びその化合物	
15 テトラクロロエチレン	

※水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する有害物質のうち、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」及び「1,4-ジオキサン」は対象外となります。

※広島県生活環境の保全等に関する条例第2条第8号イに規定する水質関係有害物質には、上記物質のうち、「クロロエチレン」、「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」は含まれません。ただし、「ふっ素及びその化合物」は水の汚染状態を示す項目となっています。

**① 水質汚濁防止法の有害物質**

②及び次の物質

アンモニア等

1,4-ジオキサン

**② 土壤汚染対策法の特定有害物質  
県条例の土壤関係特定有害物質**

上記表の  
26物質

**③ 県条例の水質関係有害物質**

②から次の物質を除いた23物質

- ・クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
- ・ふっ素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物

▶生活環境項目(県条例水質)

送付先：広島県環境県民局環境保全課 大気環境・化学物質対策グループ  
 ファクシミリ： 082-227-4815（郵送：〒730-8511 広島市中区基町 10-52）  
 【電子メールによる問合せの受付は行っていません。】

### 有害物質使用特定施設設置等事業場の問合せ（特定有害物質）

次のとおり、問合わせますので、事業場の設置履歴等を回答してください。

問合せ日		年 月 日
問 合 せ 者	氏名又は法人名 (担当者名)	
	住所又は所在地	
	連 絡 先	電話番号： ※電話以外の方法では回答できません。
問 合 わ せ る 事 業 場 (土 地)	事業場の名称 (旧名称あれば必ず記入)	ふりがな  ----- ※事業場の名称が記載されていない場合は回答できません。 事業場名簿の閲覧は、県庁環境保全課又は管轄厚生環境事務所・支所で行っています。
	所 在 地 (届出書に記載の住 居表示又は地番)	<u>地図を添付してください。</u> ※〇〇市△△町一円，半径●mといった具体的でない所在地の場合は回答できません。 ※届出書等に記載の所在地を記載されない場合は、正しく回答できません。 届出書等に記載の所在地は、地名及び地番又は街区・住居番号等（代表する地番等となっていることがあります。）となっており、また、届出後に住居表示の実施等により現在の地名等と異なる場合があります。 詳細は特定事業場の設置者にお問い合わせください。
	事業場の種類 (項目を○で囲む) 複数選択可	1 有害物質使用特定施設（水濁法・瀬戸法） <input type="checkbox"/> 設置事業場 2 有害物質使用特定施設（水濁法・瀬戸法） <input type="checkbox"/> 廃止事業場 3 有害物質使用特定施設（県条例） <input type="checkbox"/> 設置事業場 4 有害物質使用特定施設（県条例） <input type="checkbox"/> 廃止事業場 5 有害物質貯蔵指定施設（水濁法） <input type="checkbox"/> 設置事業場 6 有害物質貯蔵指定施設（水濁法） <input type="checkbox"/> 廃止事業場。

(注) 広島県が回答する情報は、適正に利用してください。（＜注意事項＞②参照）